

熊本県男女共同参画推進事業者表彰要領

（趣旨）

第1 男女共同参画の推進に積極的に取り組む事業者を知事が表彰し、その功績を称え、もって男女共同参画社会づくりに関する県民及び他の事業者の関心と意欲を高めることにより、本県における男女共同参画社会の形成に資する。

（表彰の種類）

第2 表彰の種類は、知事表彰とする。

（表彰の対象者）

第3 表彰は、その功績が優れ、かつ、他の事業者の模範になると知事が認める、以下の条件を満たす事業者（企業又は団体）が対象となる。

- （1）原則、県内の事業者を対象とする。ただし、県内に事業所を有する県外に本社を置く事業者については、県内で取組を行う事業所も対象とする。
- （2）女性の社会参画加速化宣言を行っていること。
- （3）応募時点から過去3年間において、法令違反、公序良俗に反する行為、反社会的行為等（以下「法令違反等」という。）がないこと。ただし、それ以前の法令違反等については、既に解消していること。

（表彰の部門）

第4 表彰の部門は、以下のとおりとする。

（1）職場づくり部門

次の各号のいずれかに該当する民間の事業者

- ア 自事業所において女性の能力活用や職域拡大に努めるなど、職場における男女共同参画推進のために積極的に取り組んでいる事業者
- イ 自事業所で働く従業員等の仕事と家庭の両立を支援するための、独自の制度を設けている事業者
- ウ 前2号に掲げるほか、男女が共同して参画することのできる職場づくりに積極的に取り組んでいる事業者

（2）社会づくり貢献部門

次の各号のいずれにも該当する事業者

- ア 対外的に男女共同参画社会づくりに積極的に取り組んでいる事業者
- イ 先駆的な取組などにより、その功績が著しく、今後の活躍が期待できる事業者

(表彰の回数)

第5 第4に定める部門のうち、同じ部門の表彰は1回限りとする。また、同一年度に、両部門への応募はできない。

(表彰の選考)

第6 知事は事業者から提出された応募書に基づき、選考委員会の選考を経て、被表彰者を決定する。

(表彰の取消し及び除外)

第7 知事は既被表彰者に法令違反等の事実があった場合は、選考委員会の議決を経て、表彰を取り消すことができる。また、第6により決定した表彰予定事業者が、表彰授与式までの間、虚偽の申告又は法令違反等を行い、それが発覚した場合、表彰事業者から除外し表彰を行わない。

なお、表彰の取消し又は除外の処分通知を受けた日の翌日から起算して3年間は、表彰の応募を行うことができない。

(表彰の数)

第8 表彰する事業者数は、毎年度予算で定める範囲内とする。

(その他)

第9 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成15年1月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年7月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年5月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年6月5日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年(2019年)8月27日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年(2026年)6月5日から施行する。